

長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

1. 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

2. 事業者情報

名称： 社会福祉法人 長崎慈光園 第三長崎慈光園すてっぷ	種別： 共同生活援助 (グループホーム)
代表者氏名： 小路 正明	定員 (利用人数) : 60名 (40名)
所在地： 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 1962-3 Tel : 0956-82-3611	

3. 総評

◇ 特に評価の高い点

① 利用者の自立に向けた支援

地域の企業と連携を図り、一般就労を積極的に支援することにより、利用者の向上心を高め、生き生きとした笑顔と安心した生活を営むことが出来るように支援している。

② コミュニケーションを大切にして、利用者の意向に沿った支援

利用者の日々の様子や会話から利用者の求めていることに対応できるよう、世話人だけでなく、他の職員も時間を作り、各ホームに出向いて耳を傾けるなど利用者との関わりを大切に行っている。利用者が職員を信頼し相談しやすい環境を整えている。

◇ 改善を求められる点

① 事業所に適したマニュアルの整備

法人においては、各マニュアルの整備がなされているが、事業所に適したマニュアルが整っていない。特に食事、入浴、排泄、安眠、健康管理、事故発生の対応、事故防止に関するマニュアルは、早急に整える必要があると思われる。利用者と直接関わり、支援を行う世話人が、常に一定の支援を行えるよう、いつでも手に取って確認できるよう整備すること、また、それについての研修とマニュアルの定期的な見直しも行うことをお勧めする。

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受け改めて社会福祉法人の使命感や役割について再認識できたことは、今後のサービス運営での改善に結びつくものと心より感謝申し上げます。

同時に、利用者処遇に対しての評価をいただいたことは日々の努力の結果と大変光栄に思います。

一方、ご指摘いただきましたマニュアルの周知、研修等につきましては、真摯に受け止め早期に改善できるよう取組に努めてまいりたいと思います。

今後、事業者として更に一層のサービスの質を高められるよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

5. 各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

事業所情報（障害者・児施設）

（平成26年8月27日 現在）

施設名 ・第三長崎慈光園すてっぷ

1. 基本情報

郵便番号	859-3618		
所在地	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1962-3		
TEL	0956-82-3611	ホームページ	http://www.jikouen.or.jp/
FAX	0956-82-2710	E-mail	jikouen@jeans.ocn.ne.jp
施設までの利用交通手段	・JR小串駅より徒歩10分 ・西小串バス停より徒歩3分		
開設年月	1967年3月24日	開所時間	6:30~19:00
敷地面積	各GH延べ床面積 ・おおとり荘 105.12㎡ ・しらさぎ荘 124.68㎡ ・すみれ荘 159.32㎡ ・しろやま荘 221.07㎡ ・かろやか荘 133.76㎡ ・いわたて荘 83.85㎡ ・さわやか荘 93.91㎡ ・まるやか荘 294.52㎡		
経営主体	社会福祉法人 長崎慈光園	施設長名	小路 正明

2. 職員体制（複数の資格取得している場合は、重複計上してください）

専門職	1	常勤	9	非常勤	10
施設長	1				
事務員	0				
生活作業員・作業指導員	2				
看護師	1				
栄養士	1				
調理員	0				
嘱託医	1				

3. 施設の理念・方針

・理念 → 「事業計画書」 P2 1. 「計画理念と目標」 ・方針 → 「事業計画書」 P1 1. 「経営方針」、2. 「事業運営の基本方針」
--

4. サービス内容

対象地域	川棚町、波佐見町
対象年齢	15歳～
定員	60名

サービス名	備考
健康管理	常時は世話人等により疾病予防・健康管理に努め、緊急時、必要により主治医・協力医療機関等に引き継ぐ。服薬者へは処方した医師の指示の下、適切な管理・援助を行う。必要に応じて通院は付添い、入院期間中の支援も行う。
食事	栄養士が作成する献立表を基に世話人が栄養と各人の嗜好、健康面を考えて献立を工夫し提供する。
休日	休日や余暇の過ごし方の提案・提示等は常日頃より行うが基本、利用者の自由に任せる。状況に応じて外出・買物等の付添支援を行う。
地域との交流	地域行事(夏祭り、一斉清掃など)には本人の意思の下、可能な限り参加する。状況に応じて職員の付添あり。
保護者会活動	年二回の親の会を開催。施設・利用者の状況を伝える等の場とする。

5. 事業所から利用者（希望者）の皆様へ

<ul style="list-style-type: none"> ・ GH においての日常生活習慣の確立を図ります。 ・ 夜間支援体制を確立し、火災・急病といった緊急時の対応を致します。 ・ 社会生活上の規範の習得と積極的な地域生活への移行を進めます。 ・ 高齢化や重度化対策も推進します。

6. 施設の公開、実習生、ボランティアの受入について

施設の公開・見学	実習生の受入	ボランティアの受入
特に指定日など設けず、要望に応じて随時、受け入れている。	GH すてっぷでの受け入れはない。希望があれば受け入れます。(第 1.2.4 慈光園はあり。事業計画書 P22.23 参照)	GH すてっぷでの受け入れはない。希望があれば受け入れます。(法人として運動会や夏祭りでの受け入れはあり)